

平成31年度 特別区基準保険料率に係る基礎数値
(基礎分・後期高齢者支援金分・介護納付金分)

1 被保険者数

区 分	平成31年度 A	平成30年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
基礎分・後期高齢者支援金分 一般被保険者数	2,032千人	2,151千人	△119千人	△5.53%
介護納付金分 被保険者数	706千人	748千人	△42千人	△5.61%

2 保険料率等

(1) 基礎分(一般被保険者分)

区 分	平成31年度 A	平成30年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B	
国民健康保険事業費納付金 (特別区独自の激変緩和措置前)	218,206,975千円	225,667,192千円	△7,460,217千円	△3.31%	
特別区独自の激変緩和措置額	△10,910,349千円	△13,540,032千円	2,629,683千円	△19.42%	
国民健康保険事業費納付金(D) (特別区独自の激変緩和措置後)	207,296,626千円	212,127,160千円	△4,830,534千円	△2.28%	
保健事業費等(E)【注1】	10,152,063千円	11,500,952千円	△1,348,889千円	△11.73%	
国・都公費等(F)【注2】	△23,161,754千円	△22,993,898千円	△167,856千円	0.73%	
賦課総額(D)+(E)+(F)	194,286,935千円	200,634,213千円	△6,347,278千円	△3.16%	
賦課割合(所得割 : 均等割)	58 : 42	58 : 42	—	—	
保 険 料 率	所得割料率	7.25/100	7.32/100	△0.07/100	—
	均等割額	39,900円	39,000円	900円	2.31%
賦課限度額		610,000円	580,000円	30,000円	5.17%
一人当たり保険料		95,640円	93,287円	2,353円	2.52%

項目単位で四捨五入しているため賦課総額と内訳が合わない場合がある

(2) 後期高齢者支援金分(一般被保険者分)

区 分	平成31年度 A	平成30年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B	
国民健康保険事業費納付金 (特別区独自の激変緩和措置前)	66,811,096千円	68,902,022千円	△2,090,926千円	△3.03%	
特別区独自の激変緩和措置額	△3,340,555千円	△4,134,121千円	793,566千円	△19.20%	
国民健康保険事業費納付金(D) (特別区独自の激変緩和措置後)	63,470,541千円	64,767,901千円	△1,297,360千円	△2.00%	
条例減免に要する経費(E)	25千円	0千円	25千円	皆増	
国・都公費等(F)【注3】	△3,473,443千円	△3,040,489千円	△432,954千円	14.24%	
賦課総額(D)+(E)+(F)	59,997,123千円	61,727,411千円	△1,730,288千円	△2.80%	
賦課割合(所得割 : 均等割)	58 : 42	58 : 42	—	—	
保 険 料 率	所得割料率	2.24/100	2.22/100	0.02/100	—
	均等割額	12,300円	12,000円	300円	2.50%
賦課限度額		190,000円	190,000円	—	—
一人当たり保険料		29,534円	28,701円	833円	2.90%

項目単位で四捨五入しているため賦課総額と内訳が合わない場合がある

(3)介護納付金分

区 分		平成31年度 A	平成30年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
国民健康保険事業費納付金 (特別区独自の激変緩和措置前)		26,183,734千円	27,305,172千円	△1,121,438千円	△4.11%
特別区独自の激変緩和措置額		△1,309,187千円	△1,638,311千円	329,124千円	△20.09%
国民健康保険事業費納付金(D) (特別区独自の激変緩和措置後)		24,874,547千円	25,666,861千円	△792,314千円	△3.09%
条例減免に要する経費(E)		16千円	0千円	16千円	皆増
※国・都公費等(F)【注4】		△1,191,093千円	△1,083,278千円	△107,815千円	9.95%
賦課総額 (D)+(E)+(F)		23,683,470千円	24,583,582千円	△900,112千円	△3.66%
賦課割合(所得割 : 均等割)		54:46	53:47	—	—
保 険 料 率	所得割料率	各 区 事 項			
	均等割額	15,600円	15,600円	据置	—
賦課限度額		190,000円	190,000円	据置	—
一人当たり保険料		33,550円	32,885円	665円	2.02%

項目単位で四捨五入しているため賦課総額と内訳が合わない場合がある

(4)基礎分(一般被保険者分)+後期高齢者支援金分(一般被保険者分)

区 分		平成31年度 A	平成30年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
保 険 料 率	所得割料率	9.49/100	9.54/100	△0.05/100	—
	均等割額	52,200円	51,000円	1,200円	2.35%
賦課限度額		800,000円	770,000円	30,000円	3.90%
一人当たり保険料合計		125,174円	121,988円	3,186円	2.61%

(5)基礎分(一般被保険者分)+後期高齢者支援金分(一般被保険者分)+介護納付金分

区 分		平成31年度 A	平成30年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
保 険 料 率	所得割料率	介 護 納 付 金 分 は、各 区 事 項			
	均等割額	67,800円	66,600円	1,200円	1.80%
賦課限度額		990,000円	960,000円	30,000円	3.13%
一人当たり保険料合計		158,724円	154,873円	3,851円	2.49%

【注1】保健事業費等

平成31年度 特定健診諸費 2,315,913千円、出産諸費 1,405,367千円、葬祭諸費 754,613千円、保健事業費 364,574千円、その他条例減免等 682千円

平成30年度 特定健診諸費 3,020,579千円、出産諸費 1,687,249千円、葬祭諸費 805,910千円、保健事業費78,233千円、その他条例減免等 540千円

【注2】国・都公費等

平成31年度 国特別調整交付金 281,427千円、都繰入金 2,292,747千円、法定外繰入金(地方単独波及増)、393,244千円、保険者支援制度 11,728,270千円、保険者努力支援制度 3,155,152千円、特定健診負担金 2,503,917千円、出産育児一時金(法定繰入分) 2,806,997千円

平成30年度 国特別調整交付金 245,263千円、都繰入金 2,229,732千円、法定外繰入金(地方単独波及増)、502,041千円、保険者支援制度 11,154,709千円、保険者努力支援制度 2,953,713千円、特定健診等負担金 2,545,920千円、出産育児一時金(法定繰入分) 3,362,520千円

【注3】、【注4】国・都公費等

全て保険者支援制度

平成31年度基準保険料率算定における基本的な考え方

(1)法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置

賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費(滞納繰越分の収納見込みを除く)を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度は、そのうち納付金分を94%ととして算定し、以後、6年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則年1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度区長会において定めている

平成31年度は、納付金分の95%を賦課総額とするとともに、引き続き、医療費の適正化・収納率の向上・法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく(特別区の激変緩和措置額:基礎分 約109億円、支援金分 約33億円、介護分 約13億円)。

(2)賦課割合

制度改正により、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。その結果、特別区における平成31年度の賦課割合は58:42となるため、基礎分・後期支援金分については、原則どおり所得割58:均等割42(平成30年度と同割合)とする。

ただし、介護納付金分については、段階的に58:42に移行することとし、平成31年度は、均等割額を据え置く割合とする(最終案54:46)。

3 一人当たり賦課総額内訳

(1)基礎分(一般被保険者分)

区 分	平成31年度 A	平成30年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
国民健康保険事業費納付金 (特別区独自の激変緩和措置前)	107,414円	104,926円	2,488円	2.37%
特別区独自の激変緩和措置額	△5,371円	△6,296円	925円	△14.69%
(※1)国民健康保険事業費納付金(D) (特別区独自の激変緩和措置後)	102,043円	98,630円	3,413円	3.46%
保健事業費等(E)	4,997円	5,347円	△350円	△6.55%
国・都公費等(F)	△11,402円	△10,691円	△710円	6.64%
賦課総額(D)+(E)+(F)	95,640円	93,287円	2,353円	2.52%

項目単位で四捨五入しているため賦課総額と内訳が合わない場合がある

(2)後期高齢者支援金分(一般被保険者分)

区 分	平成31年度 A	平成30年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
国民健康保険事業費納付金 (特別区独自の激変緩和措置前)	32,888円	33,917円	△1,029円	△3.03%
特別区独自の激変緩和措置額	△1,644円	△1,922円	278円	△14.45%
(※1)国民健康保険事業費納付金(D) (特別区独自の激変緩和措置後)	31,244円	30,114円	1,129円	3.75%
条例減免に要する経費(E)	0.01円	0円	0.01円	皆増
国・都公費等(F)	△1,710円	△1,414円	△296円	20.95%
賦課総額 (D)+(E)+(F)	29,534円	28,701円	833円	2.90%

項目単位で四捨五入しているため賦課総額と内訳が合わない場合がある

(3)介護納付金分

区 分	平成31年度 A	平成30年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
国民健康保険事業費納付金 (特別区独自の激変緩和措置前)	37,091円	36,526円	566円	1.55%
特別区独自の激変緩和措置額	△1,855円	△2,192円	337円	△15.38%
(※1)国民健康保険事業費納付金(D) (特別区独自の激変緩和措置後)	35,237円	34,334円	903円	2.63%
条例減免に要する経費(E)	0.02円	0円	0.02円	皆増
国・都公費等(F)	△1,687円	△1,449円	△238円	16.44%
賦課総額 (D)+(E)+(F)	33,550円	32,885円	665円	2.02%

項目単位で四捨五入しているため賦課総額と内訳が合わない場合がある